鮫川村義務教育学校基本構想

令和６年９月

鮫　　川　　村

鮫川村教育委員会

Ⅰ　基本構想策定の経緯

１　小中一貫教育が求められる背景

（１）義務教育学校の変容

小学校と中学校は共に義務教育の一環を形成する学校として、学習指導や生徒指導において、系統的に互いに協力し、目的を達成することが重要であり、小学校の教員は、子どもたちが卒業した後の中学校での学ぶ姿をイメージしながら日々の教育活動を行い、中学校の教員は、小学校時代での学び様や生活の状況を踏まえ、日頃の教育活動を実践しております。

一方、小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化に伴い、おおむね小学校４・５年生頃の児童に発達上の段差が存在しているとの指摘もあり、従来、中学校段階で、多様な教職員の指導による興味・関心や個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化などの内容も、現在では小学校段階で導入されるようになってきています。

（２）小中学校制度における生徒指導上の諸問題の解消

さらに、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、不登校児童生徒数、いじめの認知件数等が小学校６年生から中学校１年生になったときに大幅に増えることが経年的な傾向として明らかになっており、一般に「中１ギャップ」として、生徒指導上の課題と言われることが多くあります。

このような中、すでに小中一貫教育の取組みを進めている市町村のほぼ全てにおいて、中学生の不登校出現率の減少、各種学習到達度調査、全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇、児童生徒の規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童生徒理解や指導方法改善意欲の高まり等の意識面の変化といった結果が得られているとの効果が示されております。

（３）義務教育学校の制度化と期待

国においては、上記のとおりの小中一貫教育の取組み実績において顕著な成果が得られたことから、義務教育学校を法制化し、設置が可能となりました。鮫川村における課題である、児童生徒の減少、学校施設の老朽化といった課題を解決するため、義務教育学校の設置が優位であると判断いたしました。また、関係機関の集約などの村全体での課題が解消できることを視野に、鮫川村の教育実現と鮫川村の地域の持続的発展の観点からも大きな効果があるものと考えるものであります。

２　鮫川村の現状と課題

（１）児童生徒の状況

鮫川村においては、村人口の減少とともに、こどもセンター、小・中学校における園児、児童生徒数も減少してきています。今後の児童生徒

数の推移を見ると、小学校では、数年後には１００名を切る状況になると思われます。また、中学校においても、６０名を切るのが遠くない状況が予想されています。そのため、児童生徒数の維持と適正な学校規模の確保が課題です。

これまで、少人数の園児・児童生徒数の状況を踏まえ、幼保小中学校間で「つなぐ教育」を展開し、小中交流、横断など、多様な学習を展開し、少ない児童生徒数をカバーする取組をして参りました。今後とも、より一層充実させるため、園児、児童生徒に適正な学校規模を提供する必要があります。

（２）校舎の老朽化

小学校の現在の校舎は、昭和５６年３月に完成し、その後、屋根などの大規模改修、耐震補強改修工事を施しましたが、築４３年となりました。校舎については、特に問題はない状況ですが、体育館は、昭和５０年２月に建てたもので、築４９年となっています。

中学校については、昭和４６年に現在の校舎、そして、昭和４７年に体育館が建てられました。その後大規模改修工事や耐震補強改修工事を行いましたが、校舎は築５３年となり、「耐用年数」の６０年に近づいています。将来の鮫川村の教育を考える上で、校舎改築は必須であり、児童生徒が安心・安全な環境の中で、教育を受けることができるよう、計画的に整備を行うべき状況にあります。

（３）児童生徒の学力・体力

これまで、児童生徒の実態を踏まえ、基礎基本の徹底と学び方を学ぶ「ＳＵＮ３プランさめがわ」を推進し、学力向上に取り組んでまいりましたが、各種学力検査によると、鮫川村の状況は概ね全国平均レベルであるものの、個人差・学年差が大きくなっております。今後とも、「つなぐ教育」を展開し、幼小中学校それぞれにおいて、高度化する学習内容の定着を図って行く必要があります。

また、体力に関しては、肥満傾向の割合が高い傾向にあります。園児、児童生徒の多くはスクールバスで登校しており、生活全般において全体的に身体を動かすことを奨励していく必要があります。

（４）様々な課題を抱える児童生徒への対応

社会環境の変化から多様化する家庭を背景に様々な状況におかれている児童生徒、課題を抱える中で不登校などの困難な状況に直面している児童生徒に対し、一貫した支援の必要性が高まっています。

鮫川村においても不登校・不登校傾向といじめといった生徒指導上の問題があります。不登校の要因は、人間関係や生活習慣の乱れ、無気力など様々です。いじめに関しては、今後とも「いじめは決して許されるものでない」という意識を高めていく必要があります。

（５）学校における業務の適正化

学校における教職員の多忙化については、学校をとりまく状況が複雑

化多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、不登校やいじめ等の課題やそれに伴う保護者や家庭への対応などによる教職員の長時間勤務が課題となっています。日常的に教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するための教職員の多忙化への対策が必要となっています。

Ⅱ　義務教育学校「（仮称）さめがわ学園」の教育

１　鮫川村教育全体構想

（１）基本理念

村づくりの基本理念を「**つながりで支え輝く村づくり**」とし、高齢者・こども・若者と女性が地域の和でつながり、生きがいと夢を持って実現できる村づくりを目指すとともに、先人のたゆまぬ努力により紡いできた美しい自然や文化を継承し、新しい時代にふさわしい「ふるさと鮫川」を創りあげます。

（２）教育の基本目標

基本目標を「**人と文化が輝くふるさと鮫川**」とし、**めざす人間像**を次のように掲げています。

① いのちを大切にする人
② 夢や希望をもって学び続ける人
③ 困難を乗り越え、自らの人生を切り拓く人
④ 自ら進んで健やかな体を育む人
⑤ スポーツや文化芸術に親しむ人
⑥ つながりを大切にし、思いやりのある人
⑦ 自然を慈しみ、ふるさとを愛する人

これは「鮫川村総合教育会議」において定めた「教育の基本目標」であり、学校教育と生涯学習を連携して村民の育成を目指すものです。

２　義務教育学校設置の目的

（１）「義務教育学校」設置のねらい

①　鮫川村が目指す子どもの姿を小中学校すべての教職員と村民が共有し、学校や地域全体で９年間一貫した教育活動が実践できるようにする。
②　９年間を見通したカリキュラムの編成による学習指導の改善や教科担任制の実施により、児童生徒の学力向上を進める。
③　様々な課題を抱える児童生徒に対し、９年間を見据えた連続的な支援、指導を行う。
④　学習発表会、文化祭、運動会や授業参観などの行事を合同で実施し、各行事の目標の一層の充実を図る。
⑤　小学校から中学校への接続を円滑にし、「中１ギャップ」などの環境の変化により起こる状況を解消または小さくする。
⑥　小中一貫教育を行うための施設・設備、環境を整備し、児童生徒によりよい教育環境を提供する。

（２）「義務教育学校」の主な教育内容

① 小中学校９年間を見通し系統性を確保した教育課程を編成する。

② 小中学校の枠を超えた教職員で構成される教育環境のもと、「中１ギャップ」の解消に努め、学年を越えた「乗り入れ指導」や小学校高学年における「教科担任制」の拡充などを行う。

③ こどもセンターと合同で実施可能な学校行事等を行う。

④ キャリア教育を充実させ、児童生徒の郷土愛や基礎的・汎用的能力を育むために「ふるさと科（さめがわ学）」など独自教科を設定する。

⑤ 小学校の特設クラブと中学校の部活動を連動させる。

⑥ ９年間を通じた教育課程の編成や小中一貫教育を推進するための新たな校内体制を組織し、課題解決に努める。

（３）義務教育学校の効果

① 少子化への対応

小中一貫教育校を導入することにより、集団規模が確保され、運動会などの行事や部活動などがスムーズになり、より多くの教育活動の充実が保障される。

② 学習指導上の効果

・小中学校の免許を有する教員が授業を行うことにより、前期課程の児童は、専門的な授業を受けることができ、学力や学習意欲の向上が期待できる。

・後期課程の生徒においては、前期課程から引き続き親しんできた教育環境が保たれ、安心して、落ち着いて学校生活を過ごすことができる。特に継続的に支援を要する生徒について、大きな効果が期待できる。

・校種による切れ目のない学習を計画できることから、後期生徒も前期の学習内容に戻って、基礎的・基本的な知識・技能を学習する場面を設定しやすくなる。

・発達段階が考慮され、一貫した学習規律が構築しやすく、「聴き方」、「話し方」などの主体的に学習に取り組む態度を身に付けることができる。このようにして醸成されるスキルは、自立した人間として社会をたくましく生きる力を育むことができる。

③ 生徒指導上の効果

ア 中１ギャップの緩和

・小学校の児童にとっては、中学校の生徒や教職員と共に学び生活することにより、中学校での生活に対する不安を感じることが少なくなる。

・義務教育学校において９年間を通じて子どもの成長を一貫して観察・指導することができる。また、支援が必要な子どもたちへの対応や発達段階に応じた指導の充実が図られる。さらに、一貫した生徒指導により問題行動の未然防止、早期発見、早期対応などがより可能となり、いわゆる「中１ギャップ」が緩和され、いじめや暴力行為、不登校が減少する。

イ　自尊感情の醸成

・これまで以上の異年齢との関わりの中で、多様性を認め合い、下級生の上級生へのあこがれ、上級生の下級生への思いやりが生まれ、自他を尊重する心が育まれる。

・９年間を通じた教育活動の中で、一人ひとりが自分の役割を果たすことを通じて、仲間たちや周りの大人たちからも認められ、自己肯定感が高まり、自尊感情が醸成される。

④　教職員への効果

・小中学校の指導法の特徴と利点を、それぞれの教職員が学び合うことで、これまで以上に指導力の向上が図られる。

・教科担任制の導入により、それぞれの教員が後期課程で学ぶ子どもの学習状況を把握することできる。また、前期段階で身に付けておくべき基礎的・基本的な事項が分かり、具体的な指導のポイントが明確になる。

・教職員が授業研究を合同で行うことが可能となり、指導方法や評価方法の実践研究が進み、より質の高い教育活動を実践することができる。

⑤　地域や家庭への効果

・一つのＰＴＡ組織となることで、組織の効率化が図られるとともに、９年間のつながりの中で保護者同士の関係も広がり、悩みの共有や解決が図られやすくなる。

・コミュニティ・スクールに基づく小中一貫教育を導入することで、ボランティアなど地域人材や保護者の支援を学校運営に取り入れやすくなるとともに、地域にとっても９年間という長いスパンで児童生徒の成長を支援することで、充実した多様性のある支援が提供できる。

・９年間を通じて切れ目なく、地域から学ぶことや地域へ貢献することを計画的に設定することで、将来に渡り地域社会に貢献する人材を育成することができる。

３　学校規模

（１）形態　鮫川小学校と鮫川中学校が統合した９年制の一体型義務教育学校

（２）管理職　校長１名、副校長１名、教頭２名

（３）学級編制・教職員組織

令和１０年度の予想児童生徒数推計を参考にした学級編制と教職員数

① 学級編制（令和１０年度予想）

区分	学年	児童生徒数	学級数
前期課程	1	9	1
	2	12	1
	3	15	1
	4	13	1
	5	22	1
	6	6	1
	特別支援	—	2
	計	77	8
後期課程	7	18	1
	8	20	1
	9	18	1
	特別支援	—	2
	計	56	5

教職員数

区分		教職員数		
		前期	後期	計
県配置基準分	校長	1		1
	副校長	1		1
	教頭	1	1	2
	教員	9	8	１７
	養護教諭	1	1	2
	栄養職員	1		1
	事務職員	1	1	2
	計	(12)	(12)	２６
村配置	ＡＬＴ	1		1
	特別支援支援員	1	1	2
	学習支援員	1	1	2
	用務員	1		1
	計			6
総計		３２		

【算定】県教職員定数配置基準による教職員数

小学校
・校長　１人
・教頭　１人
・教員（普）７人
（特）２人
・養護教員　１人
・事務職員　１人
計１３人

中学校
・校長　１人
・教頭　１人
・教員（普）６人
（特）２人
・養護教員　１人
・栄養教諭　１人
・事務職員　１人
計　１３人

合計　２６人

（４）「（仮称）さめがわ学園」における教育課程編成の基本的な考え方

これまで実践してきた幼保小中教育連携の取組みの経験から、それぞれの課程における目標を的確に設定するとともに、教科担任制など小中一貫制度ならではの特色を活かした教育課程とします。

区分	前期課程						後期課程		
学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	９年間の小中一貫した義務教育								
学習段階	基礎期				充実期		発展期		
	□　学びの基礎を作る ・基礎基本の定着				□　学びを広げる ・自ら学ぶ態度の育成		□　学びを深める ・自己実現の醸成		

<table>
<tr><td>目標</td><td>幼児教育での学びを生かし、繰り返し学習や具体的な創作活動等を通して、義務教育で学ぶ基礎・基本を身に付けられるようにします。
①幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を手がかりとした幼児教育との円滑な接続
②学習規律・生活規律の徹底
③望ましい生活リズムの定着
④善悪の判断や規範意識の基礎の形成と情操の涵養
⑤楽しく運動しながら体力を養い、意欲的に運動する態度</td><td>学びの基礎をもとに論理的な思考力や物事を適切に判断する力を身に付けられるようにします。

①主体的に学習に取り組む態度の育成
②興味・関心や自己評価に基づく学習課題の自己決定
③自己肯定感の向上、自他の尊重や他者への思いやりの涵養
④集団における役割の自覚や実社会への興味・関心の向上
⑤運動の楽しさや喜びを味わいながら体力を高め、自己の最善を尽くす態度の育成</td><td>学習した内容を自己の生き方と関連付けて考え、自信をもって社会の中でよりよく生きることができるようにします。
①個性と能力の更なる伸長
②興味・関心に応じた指導の更なる充実
③自己の在り方を思考し、社会の一員として自立する力の育成
④法やきまりの理解や公徳心の自覚
⑤体力の向上と心身の調和的発達を図り、生涯にわたって運動に親しむ態度
⑥進路選択を確実にする進路指導の充実</td></tr>
<tr><td>授業時間</td><td>４５分</td><td colspan="2">５０分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指導形態</td><td>学級担任制</td><td>一部教科担任制</td><td>教科担任制</td></tr>
<tr><td colspan="3">ﾃｨｰﾑ･ﾃｨｰﾁﾝｸﾞの一部導入　／　一部習熟度別指導</td></tr>
<tr><td colspan="4">（仮称）さめがわ学園の特色ある教育活動</td></tr>
<tr><td>異学年交流</td><td colspan="3">合同行事の実施、異学年交流活動の実施</td></tr>
<tr><td>外国語教育</td><td colspan="3">外国語教育の充実、ＡＬＴ・時間講師の配置</td></tr>
<tr><td>郷土の学習</td><td colspan="3">故郷を愛する学習（さめがわ学）、郷土の歴史や環境を活かした学習活動</td></tr>
<tr><td>部活動</td><td colspan="3">「部活動の地域移行」による。</td></tr>
<tr><td>地域交流</td><td colspan="3">学校運営協議会や地元事業者と連携した体験学習などの実施</td></tr>
<tr><td>交流・連携</td><td colspan="3">こどもセンターや高齢者との交流促進</td></tr>
</table>

４　施設概要

（１）学校規模

文部科学省の補助金等の活用にあたっては、同省より学級数に応じた必要面積が示されており、建設時（完成予定）の学級数を基本としています。この学級数とは、標準学級数（小学校35人、中学校は40 人で算定）であり、本校では令和９年度中の完成を予定していることから、小学校６学級と中学校３学級に特別支援学級４学級（小学校２学級、中学校２学級）を加えた学級数を基本とします。小学校と中学校の必要面積の総和が整備面積の上限になりますが、建設規模については、必要な機能を確保しつつコンパクトなものを目指します。

【文部科学省基準による校舎等の必要面積（上限面積）】

区分	学級数	校舎	屋内運動場	計
小学校	普通学級：６学級 特別支援：２学級	3,581 ㎡	894 ㎡	4,475 ㎡
中学校	普通学級：３学級 特別支援：２学級	3,072 ㎡	1,138 ㎡	4,210 ㎡
計		6,653 ㎡	2,032 ㎡	8,685 ㎡

【算定内容】

区分		算定	
小学校校舎	普通学級	「６から11学級まで」 2,468㎡+236㎡×(6学級-6)	① 2,468㎡
	特別支援学級	168㎡×２学級	② 336㎡
	多目的教室 (少人数授業用)	(①2,468㎡＋②336㎡)×0.18 ※小数点以下第一位を四捨五入	③ 505㎡
	小計	①＋②＋③	④ 3,309㎡
屋内運動場	普通・特別支援学級	１学級から10学級 894㎡	⑤ 894㎡
計 (④＋⑤)			⑥ 4,203㎡

区分		算定	
中学校校舎	普通学級	「３から５学級まで」 2,150㎡+344㎡×(5学級-3)	① 2,838㎡
	特別支援学級	168㎡×２学級	② 336㎡
	多目的教室 (小人数授業用)	(①2,838㎡＋②336㎡)×10.5% ※小数点以下第一位を四捨五入	③ 333㎡
	小計	①＋②＋③	④ 3,507㎡
屋内運動場	普通・特別支援学級	１学級から10学級 1,138㎡	⑤ 1,138㎡
計 (④＋⑤)			⑥ 4,645㎡

（２）建設形態

義務教育学校に加え、併せて複合施設としての活用を計画し、こどもセンターや公民館なども集中的に移設し、一体的な役割を踏まえた文教エリアを建設します。また、併せて、給食センター移設の可能性を検討します。完成後、現校舎・屋内運動施設などの活用や取り壊しなどの検討を行います。

５　施設設備

（１）普通教室

文部科学省の学級編制の標準に基づき、普通学級９学級、特別支援学級４学級を想定し、総計１３学級で構想を組み立てます。

区　分	通常学級	特別支援	計
前期課程	６学級	２学級	８学級
後期課程	３学級	２学級	５学級
計	９学級	４学級	１３学級

① 将来的な複式学級にも対応できるよう整備します。

② 児童生徒数を考慮し、過大とならない教室の大きさを検討します。

（２）特別教室

次のとおり整備します。計11室となります。

区分	理科室	音楽室	視聴覚室	美術室 図画工作室	技術室	コンピュータ室	家庭科室	児童生徒会室	進路資料室	教育相談室	図書室
前期	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
後期											
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

① 必要に応じ特別教室に準備室を設け、使用する実験器具や楽器、調理器具、道具類等を保管します。

② 音楽室と視聴覚室の機能を持つ教室の整備を検討します。

③ 図画工作・美術室と技術室の機能を併せ持つ教室の整備を検討します。

④ コンピュータ室と図書室の機能を併せ持ち、多様な調べ学習の場として活用できる特別教室の整備を検討します。また、学校開放事業での利用について検討します。

⑤ 家庭科室は、公民館の調理室となる設備の配置を検討します。

（３）多目的教室等（４教室）

① 多目的スペース

グループ学習や学年段階の区切りによる学習、学習成果の発表など、多様な学習集団・学習形態に対応できるよう、普通教室等に隣接した多目的スペースの設置を検討します。

② 多目的ホール

全校集会や交流等に活用でき、サブアリーナ(天井高6m 以上)としての機能も兼ね備えた多目的ホールの設置を検討します。

③ 多目的教室

前期・後期課程や学年段階の区切り、学習内容・学習形態などに応じた多様な教育活動を柔軟に取り組むことができるよう、普通教室と連携した多目的教室の設置を検討します。

④ 自習スペース

スクールバスの待ち時間、習い事までの空き時間などに利用できる自習スペースを検討します。

（４）共通・共用部

① 昇降口（児童生徒玄関）

・ 安全に登下校できるよう利用しやすい配置とし、始業時・終業時等における利用人数を考慮した十分な規模を確保します。

② 廊下・階段・手すり

・ ＩＣＴ機器の活用などにより、学びのスタイルが多様に変容していくこと等を踏まえ、これまでの学校の固定観念に捉われることなく、学校施設全体を学びの場とした整備を目指します。
・ 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことができるよう、スロープ、手すり、出入口等の整備を行います。

③ トイレ・手洗い等

・ 学年や学年段階の区切りにおける学校活動の動線などを踏まえ、校舎全体のバランスやゾーニングを考慮して配置します。
・ 障がいや性自認（性同一性）などのある児童生徒に配慮し、多目的トイレの配置について検討します。

（５）管理系施設

① 校長室

職員室に隣接した配置とします。

② 職員室

・ 前期課程と後期課程の教職員が共用することにより一体となって教育活動を進めることができる配置とします。
・ 児童生徒の登下校やグラウンドの状況を見渡せるなど、防犯対策や緊急対応がしやすい配置とします。
・ 照明、空調、冷暖房、防犯カメラ等の一斉制御ができる設備やコンピュータ等のサーバ室について、職員玄関に隣接した設置を検討します。

③ 保健室

・ 低学年等の教室やグラウンドからでも利用しやすい配置を検討します。
・ 緊急車両などが容易に近接できる配置を検討します。
・ シャワー室やトイレ等の整備を検討します。

④ 会議室

・ 全職員の会議やＩＣＴ機器を活用した遠隔会議システムによる会議など、様々な会議に活用できるよう、可動間仕切り等により分割して利用できる会議室の設置を検討します。

⑤ その他

放送室、印刷室、給湯室、職員更衣室、倉庫、給食配膳室、管理員室など必要な部屋または設備を整備します。

（６）屋内運動施設

① 放送機器室、更衣室、トイレ、運動器具庫等の設置を検討します。
② 教室等への騒音や振動に配慮した施設環境とします。
③ 学校開放事業の利用が可能な施設環境とします。

（７）防災施設(避難所)

① 災害時には屋内運動施設を中心とした学校施設を避難所として利用し、そのための備品収納室の設置を検討します。

② 避難所となる場合は、教育活動を早期に再開できるよう、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう配慮します。
③ 避難所における炊き出しへの利用を考慮し、屋内運動施設と連携した家庭科室の設置を検討します。
④ 避難所の運営に対応するため、電気、冷暖房設備などを個別に管理できる設備とします。
⑤ 災害時における再生可能エネルギー利用設備などによる電力の確保や、避難者への無線ＬＡＮ提供や開放による通信機能の確保などを検討します。
⑥ 多様な避難者の衛生環境に配慮し、多目的トイレやシャワー室の設置を検討します。また、屋内運動施設に隣接した貯水槽や屋外災害用トイレの設置も検討します。

（８）屋外施設

① グラウンド
・ 運動会、体育大会等が十分実施できるスペースの確保に努めます。陸上用トラック、サッカー場の設置については、村の施設を活用することも検討します。
・ 前期課程と後期課程を区分した利用など、特に低学年の安全に配慮した配置を検討します。
・ 学校開放事業の利用が可能な施設環境とします。

② 遊具
・安全性に配慮した場所に、鉄棒や低学年用の遊具を配置します。

③ 教材園
・ 教材園を設置します。

④ 駐輪場等
・ 後期課程の人数分を確保した駐輪場や十分なスペースを持つ多機能駐車場を整備します。

（９）省エネルギー設備・再生可能エネルギー利用設備

① ＬＥＤ照明、自然換気、冷暖房や給湯の高効率熱交換設備の導入など、省エネルギー効果の高い施設により維持管理経費やライフサイクルコストの縮減を目指します。
② 再生可能エネルギー利用設備等の稼働状況や設備本体の「見える化」など、環境教育への活用に向けた導入を検討します。

（10）地域連携施設

① 学校運営協議会、ＰＴＡ活動等の拠点となる部屋を設置します。
② 屋内・屋外運動施設、図書室など、学校開放事業等における地域住民の利用が可能な施設環境を検討します。
③ 屋内運動施設や多目的スペース（ホール）は、地域住民の生涯学習の場としても活用できるよう、音楽鑑賞などのホールとして利用可能な施設環境を検討します。

(11) 放課後児童クラブ施設

① 学童保育施設の設置を検討します。また、設置にあたっては、放課後の児童の安全な居場所を確保できる施設環境を目指します。

② 学童保育施設を設置する場合は、学校教育等に支障が生じることがないよう、区分や動線に配慮した配置を検討します。

(12) こどもセンターの併設

認定こども園を移設・併設し、義務教育学校施設設備の共用、学校行事や教育活動での交流が充実するよう工夫する。

(13) 学校給食センター

① 学校教育における食育の基幹をなすものと位置づけます。

② 村内の各施設にも供与できる機能にも備えます。

(14) 備品

学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり対応した備品の導入を検討するとともに、現在、各学校で保有している備品のうち、使用できるものは統合後の義務教育学校で使用します。

6 建設予定地

現在の鮫川小学校、鮫川中学校とも狭隘で、どちらかの校地内に建設することは困難であり、新たに校地を確保し新たな校舎・屋内運動施設を建てることになります。そのための適切と判断される建設要件を次のとおりとします。

① 必要面積

義務教育学校の設置に必要な面積を確保できる。

② 安全性

防災面における安全性が高い。特に土砂災害範囲外となっている。

③ 利便性

人口が集中している村の中心部に位置し、通学路の安全やスクールバスの運行等利便性が確立されいる。

④ 経済性

取得可能な土地の造成を必要とするため、少額の取得費に抑える。

⑤ 早期性

既存の校地を利用しない新たな土地への建設であり、早期の建設が可能である。

このことから、建設予定地として村の中心地に当たる4箇所を比較検討し、上記、校地検討の要点について候補4箇所ごとの適否を検証しましました。

① 青少年広場　② 宿ノ入山林　③ 修明高校跡地　④ 広畑地区

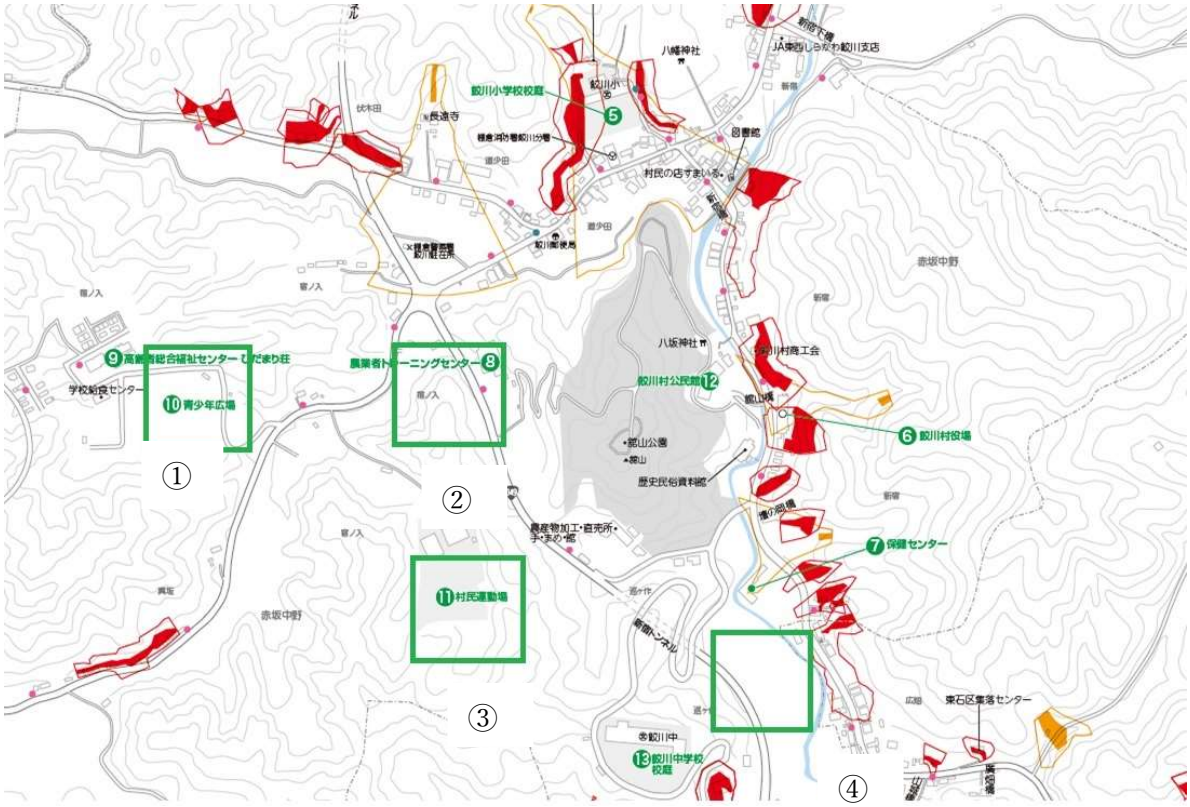

要件／場所	ア 面積	イ 安全性	ウ 利便性	エ 経済性	オ 早期性	備　考
①	△	△	△	×	×	村有地、令和３年改修造成 toto 助成金活用し、処分制限中
②	○	○	○	×	×	用地交渉・大規模造成が必要
③	△	○	△	○	○	村有地、県補助。多少の造成必要
④	○	△	○	×	×	用地交渉・大規模造成が必要
備考	いずれも造成により「ウ　利便性」は向上する。また、学校施設については、いずれも国庫負担金として約１／３の補助金があるが、③は県から５年間で３億円の補助金がある。他はなし。					

このことから、建設予定地は、「修明高校跡地」が最適であります。

一方、義務教育学校は、将来の鮫川村発展のランドマーク的施設となることや敷地面積の更なる確保が想定されることから、整備に当たっては、この場所を中核として、周辺の「手まめ館」向かいの山林や、「宿の入山林」についても開発を図っていくべきであると考えます。

さらに、里山環境により、豊かな教育活動が実現できるよう、「修明高校跡地」の南東方面「湯川地区」山林の開発も視野に入れるべきと考えます。

7　学校建設スケジュール

令和１０年度の開校を目指します。

		校地造成	校舎等核施設	カリキュラム
令和6年度	前		○基本構想策定	○義務教育学校運営構想整備
	中	○造成基本計画	○基本設計	○さめがわこどもセンター保育計画整備
	後			
令和7年度	前			
	中		○実施設計	○義務教育学校カリキュラム設計
	後	○進入路整備		
令和8年度	前		（建設開始）	
	中		○一期建設工事	○カリキュラム設計・施行、完成
	後	○造成完成		
令和9年度	前		○2期工事	
	中			
	後		○完成 ○校舎移転	学校設置届
令和10年度	前		開校	
	中			
	後			